

農業経営基盤強化の促進に関する基本構想
(案)

令和9年 月

土幌町

目 次

第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 土幌町農業の概況
- 2 土幌町農業の現状と課題
- 3 農業経営基盤の強化の促進に関する取組
- 4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

第 2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

- 1 営農類型（個別経営体）

第 3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第 4 第 2 及び第 3 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

- 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方
- 2 本町が主体的に行う取組
- 3 関係機関との連携・役割分担の考え方
- 4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

第 5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

第 6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

- 1 第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項
- 2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
- 3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項
- 4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項
- 5 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

第 7 その他

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 土幌町農業の概況

土幌町は、十勝平野の中心より北に位置し、東西 25.6km、南北 17.1 km、総面積 259.19k m²を有し、1 級河川音更川兩岸に広がる平坦な台地を中心とした土地と、居辺川を挟んだ数段の丘陵からなる土地に大別され、気候は大陸性のため夏冬及び昼夜の寒暖の差が大きく、数年に一度の冷災害に見舞われているが品種改良、栽培方法の改良・改善並びに耐冷作物への転換が進み被災状況も軽減されている。

戦後開拓行政の推進や町、農業委員会、農業協同組合の協力体制により離農跡地、開発可能地の先行取得を行い、農地等交換分合事業、農地保有合理化促進事業、農地適正化幹旋事業等により適正配分を実施したため、民有地における開発可能地の大半は農用地となっており、土地の利用状況は全体の約6割が農用地で農用地面積の比率は高く、営農類型ごとに大型化・機械化された専門経営が主体をなしているが、土壌は大半が湿性火山灰土で覆われているため、耕土改良、排水整備が不可欠であり土地改良事業を実施している。

(1) 本町農家戸数及び主要畑作物作付面積の推移

本町農家戸数（令和3年度～令和7年度）

（単位：戸）

	R7	R6	R5	R4	R3
農家戸数	341	347	348	352	355

（土幌町産業振興課調べ）

主要畑作物の作付動向

（単位：ha）

	馬鈴しょ	てん菜	大豆	小豆	菜豆	小麦	ライトコーン
令和7年	2,023	1,869	901	871	330	2,288	616
令和6年	2,022	1,930	920	844	306	2,288	620
令和5年	2,047	1,991	815	848	289	2,312	616
令和4年	2,034	2,124	797	782	327	2,297	623
令和3年	2,057	2,160	738	742	371	2,305	631

（土幌町産業振興課調べ）

本町の農家戸数は、令和7年度で341戸となっており、年々減少傾向が続いている。

農家戸数減少の要因としては、農業従事者高齢化、担い手不足（後継者）、労働力不足等が挙げられ、担い手確保や育成等が重要な課題となっている。

農作物作付面積は、畑作4品目（馬鈴しょ、小麦、てん菜、豆類/ライトコーン）を主体としており、畑作4品目の作付面積は、約2,000haを超えており、輪作体系の確立はもちろん、畜産農家との連携による堆肥提供と畑作農家の小麦（麦わら）による牛の敷料提供など、町内循環型の農業を展開する。

(2) 家畜飼養動向の推移

家畜飼養頭数

(単位：頭)

家畜の区分	R7	R6	R5	R4	R3
乳牛	18,656	18,825	18,364	18,292	19,121
ホル雄	31,631	29,299	33,171	33,591	30,975
肉用種 (F1)	26,910	23,630	24,372	22,574	24,506
黒毛和牛	3,230	4,268	3,178	2,752	1,916
馬	38	36	38	33	30

家畜の飼養動向について、「乳牛」の頭数は令和7年で18,656頭であり、平均値(R2～R6)で推移。また、「肉用牛」については、令和7年度で61,771頭であり、増加傾向で推移している。

2 土幌町農業の現状と課題

本町の農業は、寒冷地畑作に適した根菜類、小麦の作付けと畜産（酪農・肉牛）の伸長により、十勝地方の農業先進地として発展してきたところである。

農業を取り巻く情勢は、慢性的な労働力不足に加え、生産資材の価格が高止まりするなど、農家経営は厳しさを増している。こうした中で、本町農業の持続的な発展を図るためには、需給動向を踏まえた計画的な作付け、生産コストの低減、食安全保障の強化など、消費者及び実需者のニーズに応えていくとともに、環境負担の軽減など環境と調和のとれた農業生産により、消費者等の信頼を得ていく取り組みが必要である。このため、足腰の強い農業・農業者の育成を図るべく、各種町単独事業の継続的な実施及び各種補助事業の積極的な活用をはじめ、施設等整備に対する長期低利子融資制度の活用、関係機関と連携した各種施策の推進など農業の振興を図る。

さらに、令和7年4月には、新たな「食料・農業・農村基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定され、農業の構造改革を進めるとともに、農業や食品産業の成長産業化を進める産業政策と農業・農村の多面的機能の発揮を進める地域政策を両輪として農業・農村政策を展開することが示されるなかで、農業をめぐる情勢の変化と課題に対してより一層の危機感を持って取り組むことが重要である。

本町においても少子高齢化・人口減少が本格化する中で、農業就業者数（担い手）が不足しているなど、生産現場は依然として厳しい状況に直面しており、今後、生産基盤が脆弱化することが危惧される。

これら課題に対応するため、基本計画の基本理念に即し、効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保するとともに、人口減少に伴う担い手、労働力不足による産業競争力の低下や活力低下を打開するためには、ロボット、AI、ICT、IOTなど社会の在り方に影響を及ぼすデジタル技術の導入が必須となり、ドローンやGPS自動操舵システムを活用した生産性を高める技術が農業分野においても実用段階に入った今こそ、その社会実装を強力に推進する必要がある。今後の農業者の高齢化や労働力不足に対応しつつ、生産性を向上させ、農業を成長産業にしていくためには、デジタル技術の活用により、データ駆動型の農業経営を通じて消費者ニーズに的確に対応した価値を創造・提供していく、新たな農業への変革を実現することが不可欠であることから、本町農業関係機関で構成されている「土幌町農業振興対策本部」及び「土幌町農業再生協議会」の活動の充実と意識共有を図ることで、農業生産基盤の整備の効果的な実施、需要構造等の変化に対応した生産供給体制の構築とそのための生産基盤の強化、スマート農業の普及・定着等による生産・流通現場の技術革新、気候変動への対応、地元農家のニーズなどの環境対策等を総合的に推進し、生産者への速やかな指導・普及の推進、全農家に網羅されている情報シス

テムの一層の活用により、生産コストの低減、農畜産物の安定生産、品質向上、市場流通の適正化に努める。

3 農業経営基盤の強化の促進に関する取組

農業経営の着実な発展のためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保するとともに、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要であることから、効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積と経営管理の合理化、その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることとする。

具体的な経営の目標は、農業が職業として選択できる魅力のあるものとするため、次のとおり、主たる従事者が他産業従事者と遜色のない年間労働時間の水準を達成しつつ、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得を確保できる効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に努める。

目標年間農業所得	主たる従事者 1 人当たりおおむね 470 万円
目標年間労働時間	主たる従事者 1 人当たり 1,800 ～ 2,000 時間程度

この目標を達成するため、次のとおり取り組むこととする。

(1) 営農支援等の推進

「士幌町農業再生協議会」及び「士幌町農業振興対策本部」が中心となって、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等関係機関との連携の下で濃密な指導を行うための体制をより強化し、営農診断・営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の方向性について選択判断を行うこと等により、各自の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図れるよう誘導するとともに、農業経営改善計画認定後のフォローアップ活動、認定期間満了者の再認定並びに認定志向農業者への農業経営改善計画の作成支援等の取組を強化する。

(2) 農用地利用集積の推進

農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進めるとともに、生産性の向上を図るため、農業委員会の実施する交換分合事業や農地中間管理事業の活用によるほ場の集団化及び大区画化を図り、担い手への農用地の利用集積を推進する。

(3) 農業基盤の整備

生産性の向上と経営基盤の強化を図るため、国営・道営土地改良事業や町単独の小規模土地改良事業を推進するとともに、農用地の排水整備については、関係流域町と連携を図りながら進める。

労働力不足、経営コストの低減など地域の課題に対応するため、多様な経営体の育成と効率的かつ安定的な農業経営を補完し得る酪農ヘルパーやコントラクターなどの経営支援組織の活用、TMRセンターへの支援など、地域農業のシステム化、スマート農業などの省力化生産技術、労働力不足に対応した生産技術を促進することにより、ゆとりある農業経営の確立を目指すとともに、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の理念を踏まえて、家畜排せつ物の適切な処理と貴重な有機性資源としての有効利用による健康な土づくりとクリーン農業を促進する。

（４）担い手（後継者）育成と確保、労働力不足への対応（新設）

担い手の不足が将来懸念されるため、生きがいのある職業としての農業を選択し得る経営・生活環境を整備するとともに、農村花嫁対策として、担い手相談員や農業担い手支援協議会を組織し活動しており、農業者の意識改革とともに受け入れるための条件・環境整備を推進している。

また、新規就農者の確保には魅力ある労働環境が重要であり、労働時間に見合った一定水準の所得保障や休日の取得、作業の安全性の確保等と、今後の農業後継者には親子それぞれの世帯が安定的に生活できる所得の確保促進等、農外からの新規参入希望者に対する円滑な就農等、また農福連携や特定技能制度における外国人材の活用など、それぞれのニーズに応じた体制整備とともに、制度資金の円滑な融通や将来の地域農業を担う創造力豊かな人材の育成を推進する。

（５）農業経営の安定化と多角化の推進

農畜産物の価格が低迷している中で農業所得の確保や経営の安定化を図るには、経営規模拡大だけではなく、農産加工や直接販売、観光などの経営多角化等の６次産業化の取組や、有機・無農薬等の差別化による販売強化など経営戦略の転換が求められている。

しかし、高齢化や離農の進行により地域や家族内においても労働力が不足し、思い切った経営展開は望めないため、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を実現する。

４ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

（１）新規就農の現状

土幌町の令和７年度の新規就農者は２人であるが、従来からの基幹作物である馬鈴しょや小麦等の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

（２）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

（１）に掲げる状況を踏まえ、土幌町は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から５年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標として、土幌町その他産業従事者や農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者１人あたり１,８００～２,０００時間程度）の水準の達成と、農業経営開始から５年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（３に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の６割程度の農業所得、すなわち主たる従事者１人当たりの年間農業所得２８０万円程度）を目標とする。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

1 営農類型（個別経営体）

第1に示した目標を達成し得る効率的かつ安定的な農業経営の指標として、土幌町内の優良な経営事例を元に現在開発されている技術によって実現可能な経営類型を例示すると次のとおりである。

営農 類型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事の態様等
1 畑 作 専 業	＜作付面積＞ ・ 馬鈴しょ 8.0 ha ・ てん菜 8.5 ha ・ 小麦 8.0 ha ・ 小豆 2.0 ha ・ 大豆 1.0 ha ・ 菜豆 1.0 ha ・ スイートコーン 4.0 ha - 経営面積計 33.0 ha	＜機械施設設備＞ ・ トラクター 3 台 ・ ブラウ 1 台 ・ 総合播種機 1 台 ・ ビート移植機 1 台 ・ ポテトプランター 1 台 ・ ホ゜トハーバスター 1 台 ・ ビートハーバスター 1 台 ・ ビーンハーバスター 1 台 ・ スプレー 1 台 ・ グレンドリル 1 台 ・ ハロー 1 台 ・ カルチベータ 1 台 ・ GPS 1 台 ・ フォークリフト 1 台 ・ 農舎 2 棟 ・ ビニールハウス 1 棟 ・ 農用トラック 1 台 ・ ビーンスレッシャー 1 台 ・ ブロードキャスター 1 台 ・ 培土機 1 台 ・ サブソイラー 1 台	・ 青色申告の実施（複式簿記の記帳） ・ パソコンによる経営管理の徹底。	・ 休日、給料制の導入 ＜家族労働力＞ ・ 主たる従事者 1 人 ・ 補助従事者 2 人

営農 類型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事の態様等
2 畑 作 ・ 野 菜 複 合	＜作付面積＞ ・ 馬鈴しょ 10.0 ha ・ てん菜 11.0 ha ・ 小麦 12.0 ha ・ 小豆 6.0 ha ・ 大豆 5.0 ha ・ 菜豆 2.0 ha ・ スイートコーン 5.0 ha ・ 人参 2.0 ha - 経営面積計 53.0 ha	＜機械施設設備＞ ・ 農舎 2 棟 ・ ビニールハウス 3 棟 ・ トラクター 135ps 4 台 ・ 総合播種機 1 台 ・ ビート移植機 1 台 ・ ポテトプランター 1 台 ・ ホ゜トハーバスター 1 台 ・ ビートハーバスター 1 台 ・ スプレー 1 台 ・ ハロー 1 台 ・ グレンドリル 1 台 ・ 農用トラック 2 台 ・ コンバイン 1 台 ・ カルチベータ 1 台 ・ フォークリフト 1 台 ・ GPS 1 基 ・ 培土機 1 台 ・ ビーンハーバスター 1 台 ・ ブラウ 1 台 ・ サブソイラー 1 台 ・ ブロードキャスター 1 台	・ 青色申告の実施（複式簿記の記帳） ・ パソコンによる経営管理の徹底。	・ 休日、給料制の導入 ＜家族労働力＞ ・ 主たる従事者 3 人 ・ 補助従事者 2 人

営農 類型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事の態様等
3 酪農 専業 スタン チオン	<作付面積> ・ 飼料作物 32.0 ha <飼養頭数> ・ 乳牛 140 頭 ・ 経産牛 85 頭	<機械施設設備> ・ 成牛舎 1 棟 ・ 育成牛舎 2 棟 ・ 乾草舎 1 棟 ・ 搾乳牛舎 1 棟 ・ 搾乳設備 1 式 ・ バンカーサイロ 10 棟 ・ バンクリナー 70 頭用 ・ トラクター 2 台 ・ プラウ 1 台 ・ ロータリーハロー 1 台	・ 青色申告の実施 (複式簿記の記帳) ・ パソコンによる経営 管理の徹底 ・ 乳牛検定データの活 用 ・ コントラの活用	・ 休日制の導入 (酪農ヘルパー制度の 活用) <家族労働力> ・ 主たる従事者 1 人 ・ 補助従事者 2 人 ・ ヘルパー
4 酪農 専業 フリス トール	<作付面積> ・ 飼料作物 70.0 ha <飼養頭数> ・ 乳牛 120 頭 ・ 経産牛 160 頭	<機械施設設備> ・ 成牛舎 2 棟 ・ 育成牛舎 1 棟 ・ 乾草舎 2 棟 ・ 堆肥舎 3 棟 ・ バンカーサイロ 11 棟 ・ ミルキングパーラー 20 頭用 ・ バルククーラー 1 台 ・ 飼料混合機 1 台 ・ トラクター 3 台 ・ 総合播種機 1 台 ・ 農用トラック 3 台 ・ スラリータンカー 1 台 ・ 給餌機 1 台 ・ プラウ 1 台 ・ ロータリーハロー 1 台	・ 青色申告の実施 (複式簿記の記帳) ・ パソコンによる経営 管理の徹底 ・ 乳牛検定データの活 用 ・ コントラの活用	・ 休日制の導入 (酪農ヘルパー制度の 活用) <家族労働力> ・ 主たる従事者 1 人 ・ 補助従事者 3 人 ・ ヘルパー

営農 類型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事の態様等
5 肉牛専業 (肥育)	<作付面積> - 飼料作物 4.0 ha <飼養頭数> - 肉用牛 1,500 頭	<機械施設設備> - 農舎 1 棟 - 肥育牛舎 11 棟 - 乾草舎 3 棟 - 堆肥舎 2 棟 - バンカーサイロ 2 基 - 堆肥盤 2 基 - 飼料混合機 2 台 - トラクター 150ps 1 台 - トラクター 130ps 2 台 - トラクター 100ps 1 台 - 農用トラック 5 台 - ショベルローダー 4 台 - モロコシコンディショナー 1 台 - テッターレーキ 1 台 - ロールベアラー 1 台 - ベールラッパー 1 台 - マルチスプレッター 1 台	- 青色申告の実施 (複式簿記の記帳) - パソコンによる経営管理の徹底	- 定期的な休日 <家族労働力> - 主たる従事者 1人 - 補助従事者 2人 - 従業員
6 肉牛専業 (育成)	<作付面積> - 飼料作物 3.0 ha <飼養頭数> - 肉用牛 1,600 頭	<機械施設設備> - 育成牛舎 7 棟 - 乾燥舎 4 棟 - 堆肥舎 2 棟 - 哺育舎 3 棟 - 堆肥版 3 基 - 自動給餌機 9 台 - 哺乳ロボット 8 台 - トラクター 120ps 1 台 - 農用トラック 3 台 - ショベルローダー 4 台 - モロコシコンディショナー 1 台 - ロールベアラー 2 台 - テッターレーキ 1 台 - ベールラッパー 1 台	- 青色申告の実施 (複式簿記の記帳) - パソコンによる経営管理の徹底	- 定期的な休日 <家族労働力> - 主たる従事者 1人 - 補助従事者 1人 - 従業員
7 肉牛専業 (一貫)	<作付面積> - 飼料作物 3.0 ha <飼養頭数> - 肉用牛 1,700 頭	<機械施設設備> - 育成牛舎 4 棟 - 肥育牛舎 6 棟 - 乾草舎 2 棟 - 堆肥舎 2 棟 - 哺育舎 1 棟 - 飼料混合機 1 台 - トラクター 70ps 1 台 - モロコシコンディショナー 1 台 - 農用トラック 3 台 - ショベルローダー 4 台 - テッターレーキ 1 台 - ロールベアラー 1 台 - 自動給餌機 2 台	- 青色申告 - 税理士による申告 - パソコンによる経営管理の徹底	- 定期的な休日 <家族労働力> - 主たる従事者 1人 - 補助従事者 1人 - 従業員

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1に示した青年等が目標を達成し得る効率的かつ安定的な農業経営の指標として、第2で定める指標に準じる。ただし第1の4で、青年等の農業所得に関する目標を3で定める目標の6割程度としていることから、状況に応じて緩和する。

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

- ・ 土幌町の基幹作物である小麦や馬鈴しょ、豆類・てん菜などの農畜産物を安定的に生産し、本町農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、「土幌町農業振興対策本部」が中心となって、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等関係機関との連携の下、研修・指導や相談対応等に取り組む。
- ・ また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用等の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。
- ・ 更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。
- ・ 加えて、土幌町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 本町が主体的に行う取組

- ・ 本町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業改良普及センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。
- ・ また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。
- ・ これらのサポートを一元的に行える就農相談員を設置するとともに、町が主体となって、農業委員会、農業協同組合等の関係団体が連携して土幌町農業再生協議会を設立し、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。
- ・ さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように就農相談員は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

- ・ 本町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や道による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

- ・ 士幌町が主体となって北海道立農業大学校や農業改良普及センター、農業委員、指導農業士、農業協同組合等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

- ・ 新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

- ・ 前述に掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

- ・ 青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年等就農資金等の事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

- ・ 本町は、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

- ・ 就農に向けた情報提供及び就農相談については担い手育成センター、技術や経営ノウハウについての習得については北海道立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業改良普及センター、農業協同組合、士幌町認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

- ・ 本町は、士幌町農業再生協議会及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、北海道及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

- ・ 農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、町の区域内において後継者がいない場合は、北海道及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、北海道農業公社、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

- ・ 北海道農業公社や農業改良普及センター、農業協同組合などと連携しながら、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報（研修や空き家に関する情報等）の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。
- ・ 生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用

第2に例示するような効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用（農作業受委託を含む。）の集積に関する目標を次のとおりとするとともに、農業経営のさらなる効率化・安定化を図るため、効率的かつ安定的な経営体における農用地の集約化を促進する。

効率的かつ安定的な農業経営が本町の農用地の利用に占める面積のシェアの目標
目標値：100% 【※農地利用集積率 96.7%（令和8年3月末時点）】

本町においては、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲ある担い手への農用地の円滑な利用集積を促進するため、円滑な農地流動化、優良農地の維持・確保、遊休農地発生の未然防止に努めてきており、令和8年3月末現在で、農用地面積の約9割がこれら経営に利用集積されている。

農用地の利用集積に当たっては、農業生産にとって最も基礎的な資源である農用地を維持・確保するとともに、次世代へ引き継ぐことを基本として、地域計画に描かれた地域の将来像を実現に向け、利用権設定等促進事業、農用地利用改善事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業など各種の農地流動化施策を積極的に推進するとともに、その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関しては、町、農業委員会、農業協同組合等の関係団体が連携し、地域計画の策定を通じ地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形で農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

また、規模拡大に伴う労働力不足に対応するため、農作業受委託を促進するとともに、雇用労働の確保やスマート農業の導入による作業効率の向上、労働生産性のさらなる向上に向けた生産基盤の整備、それに伴う換地または交換分合などの農地流動化施策の活用により、農用地の利用の集積・集約化を推進する。

今後、地域農業の振興を図る上で重要な自然的経済的条件や営農条件の変化を見極めつつ、農用地の農業上の利用の増進を図るため、引き続き、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター、その他の関係団体との連携の下に、担い手の育成・確保に関する取組の推進と併せて、地域における農用地の利用調整活動をはじめ、各種対策を積極的に推進し、農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に努めるものとする。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

士幌町は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第6の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、士幌町農業の地域特性を十分踏まえて、農業経営基盤の強化の促進に関する計画である地域計画を定め、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を活用して農用地について担い手への集積・集約化を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図る。

士幌町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

- ・ 協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、町の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。
- ・ 参加者については、農業者、町、農業委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。
- ・ 協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を士幌町産業振興課に設置する。
- ・ 農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。
- ・ 町は、地域計画の策定に当たって、道・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

士幌町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当と認められる地縁的なまとまりのある地域とするものとする。

（３）農用地利用改善事業の内容

（２）の区域において、地域農業関係者等の組織する団体が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための農用地利用規定を作成し、それに基づいて認定農業者等の担い手へ農地の集積を推進するものとする。

（４）農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

（５）農用地利用規程の認定

① （２）に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第 4 号の認定申請書を土幌町に提出して、農用地利用規程について土幌町の認定を受けることができる。

② 土幌町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、農林水産省令第 24 条 1 項に基づき意見を聴いた後、法第 23 条第 1 項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ （４）の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 土幌町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を町の掲示場への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

（６）特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① （５）の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有して

いることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）（以下、「政令」という。）第 9 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、（４）の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

- ③ 土幌町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用規程の特例

- ① （５）の①に規定する団体は、その行おうとする農用地利用改善事業の実施区域を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図ることが特に必要であると認めるときは、当該実施区域内の農用地について利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び農地中間管理機構に限る旨を、当該認定農業者及び農地中間管理機構の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、（６）の②に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 認定農業者の氏名又は名称及び住所

イ 認定農業者に対する農用地についての利用権の設定等に関する事項

ウ 農地中間管理事業の利用に関する事項

エ その他農林水産省令で定める事項

- ③ 土幌町は、①の規定により定められる農用地利用規程の申請があったときは、その旨を土幌町公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告し、当該農用地利用規程を当該公告の日から 2 週間公衆の縦覧に供する。この場合、利害関係人は、当該縦覧期間満了日までに当該農用地利用規程について、土幌町に意見書を提出することができる。

- ④ 土幌町は、①に規定する農用地利用規程について申請があった場合、（５）の②の要件のほか、次に掲げる要件に該当するとき、土幌町は（５）の①の認定を行う。
- ア 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地につき１の（８）の権利を有する者(以下「所有者」という。)の三分の二以上の同意が得られていること。
- イ 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等から当該農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、当該認定農業者が当該利用権の設定等を受けることが確実であると認められること。
- ⑤ ①に規定する事項が定められている農用地利用規程について、認定を受けた場合には、当該農用地利用規程に係る農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等（農地中間管理機構を除く。）は、当該農用地利用規程において利用権の設定等を受ける者とされた認定農業者及び農地中間管理機構以外の者に対して、賃借権、使用貸借による権利その他の農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和 55 年農林水産省令第 34 号以下「施行規則」という。）第 21 条の 4 で定める使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又は所有権の移転を行ってはならない。
- ⑥ ①の認定において、利用権の設定を農地中間管理機構に行う場合の当該利用権の設定等の対価は、当該農用地の位置、形状、環境、収益性等を比較考量し、算出する。
- ⑦ ①の農用地利用規程の有効期間は、認定を受けた日から起算して 5 年とする。
- ⑧ ①の認定を受けた団体は、農用地利用改善事業の実施状況に関し、必要な報告をすることとする。

（８）農用地利用規程の変更等

- ① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、（５）の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、土幌町の認定を受けるものとする。
- ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、施行規則第 21 条の 5 で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は施行規則第 22 条で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。
- ② 認定団体は、①のただし書きの場合（施行規則第 22 条で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を土幌町に届け出るものとする。
- ③ 土幌町は、認定団体が（５）の①の認定に係る農用地利用規程（①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの）に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第 13 条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- ④ （５）の②及び（６）の③並びに（７）の③及び（７）の④の規定は①の規定による変更の認定について、（５）の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

（９）農用地利用改善団体の勸奨等

- ① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。
- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（10）農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 土幌町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 土幌町は、農用地利用改善団体が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業協同組合及び農地中間管理機構の指導及び助言を求めてきたときには、それぞれの組織の役割に応じて、農用地利用改善団体の主体性を尊重しながら、その団体の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

（１）農作業の受委託の促進

土幌町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

（２）農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、その調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

（３）農作業の受委託を促進するための環境の整備

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

４ その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

（１）農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

土幌町は、１から４までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 土幌町は、各種農業農村整備事業の導入による農業基盤整備を通じた土地条件整備を図る。

イ 土幌町は、強い農業づくり事業等の活用により、農村工業の拡充、生産基盤の整備等を行い、農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 土幌町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することになるよう配慮するものとする。

（２）推進体制等

①事業推進体制等

土幌町は、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター、農地利用集積円滑化団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後 10 年にわたり、第 1、第 3 で掲げた目標や第 2 の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立し、それぞれの機能に応じた役割分担により責任ある取組を目指す。

②農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、土幌町農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、土幌町は、このような協力の推進に配慮する。

５ 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

（１）土幌町は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 土幌町、土幌町農業委員会、土幌町農協は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

1. この基本構想は、平成6年11月1日から施行する。

附 則

1. この基本構想は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

1. この基本構想は、平成18年8月30日から施行する。

附 則

1. この基本構想は、平成22年4月27日から施行する。

附 則

1. この基本構想は、平成24年10月3日から施行する。

附 則

1. この基本構想は、平成26年9月25日から施行する。

附 則

1. この基本構想は、平成29年2月27日から施行する。

附 則

1. この基本構想は、令和4年5月18日から施行する。

附 則

1. この基本構想は、令和5年9月11日から施行する。

附 則

1. この基本構想は、令和9年 月 日から施行する。
2. 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）において、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法の適用を受けるとされた規定に関するこの基本構想の適用については、なお従前の例によるものとする。